

「福島県災害廃棄物処理計画（案）について」うつくしま県民意見公募 応募意見一覧及び県の対応

福島県一般廃棄物課

No.	頁	行	意見等	対応
1	5	3～9	<p>市町村はできるだけ自らが所有する一般廃棄物処理施設において処理を行うよう努める。</p> <p>また自らの施設だけでは処理が困難な場合は、県に広域処理の支援を要請するとありますが、市町村の新規処理施設では人口減少に伴い通常排出される家庭系の廃棄物の処理量の減少を見込んだ計画となっているものが見受けられます。</p> <p>核家族化が進んだことにより、人口の減少率どおり通常の家系系廃棄物の排出量は減少していないうえ、一時期に大量に発生する災害廃棄物の処理を行う余力が各市町村にはあるとは思えません。</p> <p>一昨年の台風19号による水害廃棄物は、震災対応の環境省の仮設焼却施設と民間の焼却施設及び最終処分場でかなりの量を処理しましたが、被害のなかった市町村等では思ったほど処理して頂けなかったと記憶しています。</p> <p>環境省の仮設焼却施設はいつまでも利用できるものではありませんし、民間の焼却施設でも日々の対応が精一杯で災害廃棄物を大量に受け入れる余力などありません。</p> <p>また最終処分場は埋立容量ありきで埋立計画に従い受け入れを行い、それを無視して災害廃棄物を一時期に大量に埋めてしまえば、官民間わず事業計画が成り立ちません。</p> <p>特に最終処分場は環境影響調査、地盤及び地形の調査、そして最も重要な地元の理解を得る努力と、他の処理施設より多大な労力が必要で建設が簡単には行えないことから、事業計画を無視しての埋め立てはできません。</p>	<p>災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるため、市町村が自ら処理を行うという原則を記載したものです。</p> <p>なお、令和元年東日本台風等においては、民間施設や環境省の仮設焼却施設はもちろんですが、県内外の自治体の施設においても広域処理を行っております。</p> <p>また、これらの連携がより円滑に進められるよう、計画（案）19ページ「2 災害廃棄物処理に関する応援協定の締結」に記載のとおり、市町村間における協定締結を支援してまいります。</p>

No.	頁	行	意見等	対応
2	5	18～ 19	処理期間として地震・津波災害は3年以内、風水害は1年以内と記載されていますが、大量に災害廃棄物が発生した場合、現況では各市町村及び民間にそれに対応できる処理能力（余力）があるとは思われません。	<p>計画（案）5ページ「(2) 処理期間」にも記載のとおり、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生状況等を踏まえ、適切な処理期間を設定してまいります。</p> <p>なお、令和元年東日本台風等では、初動対応の遅れから、仮置場での十分な分別が行われないなど、処理に不測の時間を要した経験を踏まえ、市町村に初動対応手順書案などを示して、迅速かつ円滑な処理が行われるよう支援してまいります。</p>
3	6	4	上記に記載したとおり処理施設の設置には長期間が必要なことから、計画書にもあるとおり市町村及び民間の処理能力（余力）を把握し、処理できる施設を速やかに確保することが最も重要で、それなくしてこの処理計画は生かされないのでは。	<p>御意見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、市町村の災害廃棄物処理計画の策定、市町村間の応援協定の締結を支援していくとともに、各市町村の一般廃棄物処理施設及び県が大規模災害時における応援協定を締結している民間事業者団体を通じた民間施設の余力の状況を把握するよう努めてまいります。</p>